

# 学 則

専門学校長野ビジネス外語カレッジ

# 専門学校長野ビジネス外語カレッジ学則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は学校教育法に基づき、外国語（外国人に対しては日本語）のコミュニケーション能力を涵養するとともに実務に関わる専門知識及び技能を教授し、グローバルな視点で世界の動きを捉える国際感覚や経営知識及び行動力を身に付け、実社会で活躍できる創造力を兼ね備えた人材育成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校長野ビジネス外語カレッジという。

(位 置)

第3条 本校の位置を、長野県上田市中央三丁目5番18号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程, 学科, 修業年限, 定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程, 学科, 修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

2 なお、グローバルビジネス学科は、生徒の希望により2年次に学校法人 I S I 学園が提携する海外教育機関（以下、海外教育機関という。）に留学することができる。

課程	設置学科	コース	修業年限	収容定員	クラス数	備考	
文化教 養専門 課程	国際コミュニケ ーション学科	英語キャリアコース	2年	70	4	4月入学	
		日越通訳コース	2年	60	2	4月入学	
		ホスピタリティコース	2年	50	2	4月入学	
	日本語学科	進学コース	1部	2年	80	4	4月入学
				1.5年	52	3	10月入学
			2部	2年	80	4	4月入学
1.5年	53	3		10月入学			
商業実 務専門 課程	グローバルビ ジネス学科	—	2年	120	4	4月入学	
計				565	26		

(学年・学期の終始業)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで  
後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
  - (3) 夏季休業 7月26日から8月31日まで
  - (4) 冬季休業 12月27日から翌年1月7日まで
  - (5) 春季休業 3月26日から3月31日まで
  - (6) 開校記念日 5月1日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規程にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程, 授業時数

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1～8のとおりとする。

(授業時間)

第9条 本校の専門課程の授業は1時限あたり90分とし、1時限あたり2時間の授業を行ったこととみなす。

(始業及び終業の時刻)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	時 限	始業時刻	終業時刻	備 考	
昼	専 門 課 程	1時限	8時50分	10時20分	日本語学科1部授業時間帯	
		2時限	10時30分	12時00分	日本語学科1部授業時間帯	
		(昼 休 み)				
		3時限	13時00分	14時30分	日本語学科2部授業時間帯	
		4時限	14時40分	16時10分	日本語学科2部授業時間帯	
		5時限	16時20分	17時50分		

(授業期間)

第11条 本校の国際コミュニケーション学科及びグローバルビジネス学科の授業期間は、年間30週(半期15週)以上、また日本語学科の授業期間は年間40週(半期20週)以上とする。

## 第 4 章 単位認定等

(授業時数の単位数への換算)

第 12 条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては 15 時間をもって 1 単位、実習及び実技にあつては、30 時間をもって 1 単位とする。

(他の専修学校における授業科目の履修)

第 13 条 国際コミュニケーション学科及びグローバルビジネス学科においては、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、本条、第 14 条並びに第 15 条を合わせて、当該課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。

(専修学校以外の教育施設等における学習)

第 14 条 国際コミュニケーション学科及びグローバルビジネス学科においては、国内外の大学又は短期大学における学習、その他文部科学大臣が定める学習を、本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(入学前の授業科目の履修)

第 15 条 国際コミュニケーション学科及びグローバルビジネス学科においては、本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修、及びに本校に入学する前に行った前条に規定する学習を、本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

## 第 5 章 教職員組織

(教職員組織)

第 16 条 本校に次の教職員を置く。

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 校 長                 | 1 名                     |
| (2) 学科主任 各学科            | 1 名                     |
| (3) 教 員 数 国際コミュニケーション学科 | 8 名以上 (うち専任 4 名以上)      |
| 日本語学科                   | 13 名以上 (うち専任 4 名以上)     |
| グローバルビジネス学科             | 4 名以上 (うち専任 3 名以上)      |
| (4) 専任事務職員              | 4 名以上 (うち生活指導担当者 3 名以上) |
| (5) 学 校 医               | 1 名 (非常勤)               |
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

## 第 6 章 入学, 休学, 退学, 卒業ならびに賞罰

(入学資格)

第 17 条 本校国際コミュニケーション学科及びグローバルビジネス学科の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (4) 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - (5) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 学校教育法第 56 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
  - (8) その他高等学校を卒業した者に準ずる学力があると校長が認めた者
- 2 本校日本語学科の入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 1 2 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
  - (2) 年齢が 1 8 歳以上の者
  - (3) 正当な手続きによって日本国への入国が許可され、又は許可される見込みのある者
  - (4) 信頼のおける保証人を有する者
  - (5) 心身ともに健康で、日本の法令を遵守できる者

(入学時期)

第 18 条 本校への入学は年 2 回とし、その時期は 4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。

(入学手続・許可)

第 19 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第 27 条に定める入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して、入学願書を審査して入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 10 日以内に第 27 条に定める入学金・授業料・施設設備費を添えて入学手続をとらなければならない。
- (4) 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学・復学)

第 20 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その旨を校長に届け出て、復学することができる。

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は、その理由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第 22 条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

(卒業証書)

第23条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第24条 前条に規定するところにより、次の学科を修了した者は、下欄に掲げる称号を付与する。

課程名	学科名	付与する称号
文化教養専門課程	国際コミュニケーション学科	専門士(文化教養専門課程)
商業実務専門課程	グローバルビジネス学科	専門士(商業実務専門課程)

(褒賞)

第25条 成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第26条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 入学金・授業料・その他

(納付金)

第27条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(単位：円)

	専門課程		
	国際コミュニケーション学科	日本語学科	グローバルビジネス学科
入学金	100,000	50,000	100,000
授業料 [年額]	600,000	580,000	600,000
施設設備費 [年間]	100,000	20,000	100,000
計	800,000	650,000	800,000

- 2 入学選考料は20,000円とする。
- 3 既納の授業料、入学金、入学選考料等は、原則として返還しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第5条の規定により海外教育機関に留学する者の当該留学する年度については、授業料、及び施設設備費の納入は要しない。ただし、在籍管理料として90,000円を納入するものとする。
- 5 海外教育機関への授業料、滞在費、渡航費用等の留学に要する一切の費用は生徒の負担とする。

(納入及び納入の特例)

第 28 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

(滞 納)

第 29 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(授業料等特別免除)

第 30 条 校長が成績優秀・品行方正と認めた者及び必要と認めた者について、別に定めるところにより授業料等を免除することがある。

## 第 8 章 聴講生制度及び科目等履修生制度

(聴講生制度及び科目等履修生制度)

第 31 条 本校の生徒以外の者で、本校の教育科目を聴講または科目等履修しようとする者があるときは、別に定めるところにより、本校の教育に支障がない範囲において、聴講生又は科目等履修生として入学を認めることができる。

## 第 9 章 雑 則

(寄宿舎及び研修センター)

第 32 条 寄宿舎及び研修センターに関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 33 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。

(細 則)

第 34 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

〔 附 則 〕

1. この学則は、2005年4月1日から施行する。
2. 2005年3月31日現在、長野外語アカデミー（上田校及び北校）に在籍し本校への入学を希望する者は、2005年4月1日付けで 専門学校長野外語カレッジ に入学又は編入学することを認める。

〔 附 則 〕

この学則は、2007年12月28日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2009年4月1日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2012年4月1日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2013年10月1日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2014年4月1日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2015年4月1日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2016年4月1日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2017年3月15日から施行する。

〔 附 則 〕

この学則は、2018年4月1日から施行する。